

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年7月18日（令和6年（行情）諮問第816号）

答申日：令和7年8月1日（令和7年度（行情）答申第292号）

事件名：アフガン派遣時の家族説明について「問題なし」とした意思形成過程
が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月25日付け防官文第10166号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

念のため関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、その保有を確認することができなかったことから、令和6年4月25日付け防官文第10166号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書を作成しておらず、保有を確認することができなかったことから、文書不存在につき不開示としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「念のため関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確

認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年7月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和7年7月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね次のとおり説明する。

ア 本件開示請求については、別紙（本件対象文書）の記載があったことから、2022. 11. 29—本本B2009で別に開示された文書には、「留守家族から不満の声あり」との報告が上がっているにもかかわらず、教訓としてまとめられた文書では「問題なし」との結論になった過程が記載された文書を求めるものであると解した。

イ 審査請求人が開示請求書に添付した資料（略）（以下「添付資料」という。）の1枚目には、確かに「問題なし」の文言があるが、当該部分は、「※訓練検閲時に、事前に各隊員から家族に、「任務の必要性から突然の出国の可能性がある。」旨、説明させていたため、問題なし。」という記載内容の一部である。一方で、添付資料の2枚目及び3枚目には「留守家族から不満の声あり」との記載があり、その不満とは、あらかじめ家族に伝えていた内容との齟齬から生じる不満を指しているところ、添付資料の1枚目にある「問題なし」の文言は、同じ1枚目に「至短時間の派遣【作戦保全】」と記載されているように、「保全上問題がなかった」ことを意味しており、添付資料の2枚目及び3枚目の家族支援上の問題の有無を論じた訳ではない。そのため、審査請求人のいう「アフガン派遣時の家族説明について「問題な

し」(2022.11.29ー本本B2009特定文書(84))とした意思形成過程が分かる文書の全て。」については、そのような意思形成自体を行っていないことから、作成していない。

ウ 本件審査請求を受け、担当部署において、改めて執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の保有を確認することはできなかった。

(2) これを検討するに、審査請求人が開示を求める文書を上記(1)アのとおり解した上、同イのとおり、そのような意思形成自体を行っていないことを理由に本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、上記(1)ウの探索方法及び範囲に特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

本件対象文書

アフガン派遣時の家族説明について「問題なし」（２０２２．１１．２９－本
本Ｂ２００９特定文書（８４））とした意思形成過程が分かる文書の全て。

【請求趣旨】

２０２２．１１．２９－本本Ｂ２００９で別に開示された文書には、「留守家
族から不満の声あり」との報告が上がっているのに、教訓としてまとめられた
文書では「問題なし」との結論になった過程を知りたいと存じます。【裏面
（略）をご参照下さい】